

介護保険負担限度額認定 申請について

◆ 軽減の対象となる方

下記①～③すべてに該当する方または生活保護を受けている方

- ① 世帯全員(本人を含む)が、住民税非課税であること
- ② 配偶者(世帯分離・内縁関係含む)が住民税非課税であること
- ③ 本人及び配偶者の現金・預貯金・有価証券・債権等の資産が、下表に該当すること

対象者	資産額
本人の年金収入額(※1)と、その他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円以下の方	650 万円以下(※2)
本人の年金収入額(※1)と、その他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円超 120 万円以下の方	550 万円以下(※2)
本人の年金収入額(※1)と、その他の合計所得金額の合計額が 120 万超の方	500 万円以下(※2)
本人の年齢が 40 歳～64歳の方(第 2 号被保険者)	1,000 万円以下(※2)

※1 年金収入額には、課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金・障害年金等)も含みます。

※2 資産額について配偶者がいる場合、上記の金額に対し一律 1,000 万円を加算した金額になります。

◆ 認定後の 1 日当たりの利用者負担額

負担限度額認定の適用を受けると、介護保険施設利用時の1日当たりの食費と居住費を下表の金額でご利用いただけます。

※デイサービスや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は対象外です。

対象者			居住費				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	生活保護受給者		880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	高齢福祉年金受給者							
第2 段階	世帯 全員が 住民税 非課税	合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が82万6,500円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階①		合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が82万6,500円を超え、120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3 段階②		合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円 【530円】	1,420円	1,360円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※介護老人福祉施設、その他型・療養型の介護老人保健施設、Ⅱ型の介護医療院の場合は、【 】内の金額となります。

◆ 申請に必要な書類(①・②必須、③・④該当の方)

① 介護保険負担限度額認定申請書

② 預貯金通帳・有価証券など、現在の残高が分かる書類のコピー

※本人および配偶者がお持ちの口座すべての預貯金等の通帳のコピーを提出してください。

※申請直前に残高記帳をしてください。

※直近 2 か月の取引がわかるページを提出してください。

※生活保護受給中の場合は提出不要です。

③ 「登記事項証明書」等の代理権を証明する書類のコピー

※申請者が成年後見人等の場合のみ提出してください。

④ 非課税証明書

※令和8年1月1日現在、本人、配偶者、世帯員が中央区以外に居住していた方のみ、その自治体の非課税証明書の原本または写しをご提出ください。

◆ コピーしていただきたい部分(通帳)

(1) 表紙裏の見開きページ

- 銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかるようにコピーをとってください。

総合口座

おなまえ様

〇〇銀行
銀行コード：0000
口座店 〇〇支店
TEL：03-0000-0000

通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円

【店番】999 【預金種目】普通
【口座番号】1234567

- 定期預金の口座番号が記載されている場合は、普通預金に加え、定期預金の残高がわかるページも必要です。

(2) 直近の取引がわかるページ

- 申請する前に記帳をしてから、コピーをとってください。
- 直近 2 か月の取引が確認できるようにコピーをとってください。
- 年金受取口座の場合は、年金の振込がわかるページのコピーもってください。

年月日	お取引内容	お支払金額	お預り金額	残高
〇月〇日	年金		〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
〇月〇日	ATM出金	〇〇〇〇円		〇〇〇〇円
〇月〇日	カゴ キュウ		〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

◆ 勘案の対象となる預貯金の種類と必要な添付書類

預貯金の種類			必要な添付書類	
☐	預貯金	普通預金や定期預金の口座	通帳のコピー	※コピーするページは上記を参照してください ※デジタル記帳の場合、口座残高ページを印刷したものを添付してください
☐	有価証券 投資信託	株式、国債、地方債、社債など	金融機関や 貴金属の 購入先の 口座残高のコピー	※デジタル記帳の場合、口座残高ページを印刷したものを添付してください ※国内株式は保有株数のわかるもの、 有価証券は最新の年間取引計算書のコピーを添付してください
☐	現金	タンス預金など	自己申告	※申請書に金額を記入してください
☐	負債	借入金、住宅ローンなど ※負債金額は預貯金等の 合計金額から差し引きます	借用書など	

※お持ちのすべての預貯金に関する必要書類を添付してください。